



和歌山市公報

令和5年（2023年）12月15日
第1765号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
52	和歌山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則・（空家対策課）	2
53	和歌山市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	10
54	和歌山市興行場法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	12
55	和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	15
56	和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	20
57	和歌山市美容師法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	23
58	和歌山市理容師法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	26
59	和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則・（生活保健課）	29
60	和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則・（生活保健課）	36

【告示】

470	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・（障害者支援課）	45
471	道路区域の変更及び供用開始・（道路管理課）	45
472	自転車等の移動及び保管・（まちなみ景観課）	45
473	自転車等の移動及び保管・（まちなみ景観課）	46
474	放置自転車等の処分・（まちなみ景観課）	47
475	生活保護法の規定による施術機関の指定・（生活支援第1課）	48
476	生活保護法の規定により指定した施術機関からの廃止の届出・（生活支援第1課）	48
477	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・（障害者支援課）	49
478	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・（障害者支援課）	49
479	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・（障害者支援課）	50
480	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者からの事業の廃止の届出・（障害者支援課）	50
481	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者からの事業の廃止の届出・（障害者支援課）	51
482	公示送達（令和5年度市民税県民税納税通知書）・（市民税課）	51
483	公示送達（令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書）・（市民税課）	51
484	放置自動車の移動及び保管・（まちなみ景観課）	51
485	放置自動車の移動及び保管・（まちなみ景観課）	52
486	介護保険法の規定による指定の一部の効力の停止・（指導監査課）	52
487	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・（指導監査課）	52
488	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・（指導監査課）	53
489	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・（指導監査課）	53

490 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課）	53
491 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出	（障害者支援課）	54
492 道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課）	54
493 消防法の規定によるたき火又は喫煙の制限	（予防課）	54

【 公 告 】

○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	55
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	（保健対策課）	55
○ 道路位置の指定	（建築指導課）	56
○ 道路位置の指定の取消し	（建築指導課）	57

【 選挙管理委員会告示 】

69 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	57
---------------	--------------	----

【 教育委員会告示 】

21 教育委員会の招集	（教育政策課）	57
-------------	---------	----

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会総会の招集	（農業委員会事務局）	58
○ 農用地利用集積計画の縦覧	（農業委員会事務局）	58

【 企業局告示 】

37 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者	（企業総務課）	58
------------------------------------	---------	----

【 規 則 】

和歌山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第52号

和歌山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成29年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「（別記様式第1号）」を「（別記様式第1号の3）」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法第9条第2項の規定による報告徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 空家等の所有者等は、法第9条第2項に基づき空家等に関する事項に関し、報告するときは、空家等に係る事項に関する報告書（別記様式第1号の2）により行うものとする。

第2条の次に次の2条を加える。

（管理不全空家等の所有者等への指導）

第2条の2 法第13条第1項の指導は、指導書（別記様式第2号の2）により行うものとする。

（管理不全空家等の所有者等への勧告）

第2条の3 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第2号の3）により行うものとする。

第3条の見出しを「（特定空家等の所有者等への助言）」に改め、同条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、「（以下「助言」という。）」を削る。

第4条の見出しを「（特定空家等の所有者等への指導）」に改め、同条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第5条の見出しを「（特定空家等の所有者等への勧告）」に改め、同条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第6条の見出しを「（特定空家等の所有者等への命令）」に改め、同条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第7条第1項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同条第2項ただし書中「同条第5項」を「法第22条第5項」に改め、同条第3項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第8条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第9条中「第14条第11項」を「第22条第13項」に改める。

別記様式第1号中「第16条第2項」を「第30条第2項」に改め、同様式を別記様式第1号の3とし、附則の次に次の2様式を加える。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、次のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限

注意事項

- ・上記4の期限までに上記3の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、200,000円以下の過料に処されることとなります。
- ・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告又は命令を行うことがあります。

（裏面）

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

別記様式第1号の2（第2条関係）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

報告者

住所

氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、
年 月 日 第 号により報告を求められた空家等
に係る事項について、次のとおり報告します。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名

- 2 報告事項

- 3 添付書類

注意事項

上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、200,000円以下の過料に処されることとなります。

別記様式第2号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「、当該職員又は」を「、空家等の所有者等
に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、同様式の次に次の2様式を
加える。

別記様式第2号の2（第2条の2関係）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指導書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項の管理不全空家等に該当すると認められるため、必要な措置をとるよう同項の規定により指導します。

また、本通知により指導したにもかかわらず、市長が当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、同条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、管理不全空家等の敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

履行期限までに措置を行った場合は、次の指導に係る連絡先までご連絡ください。

1 対象となる管理不全空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 管理不全空家等の状態	
4 指導に係る措置の内容	
5 履行期限	年 月 日
6 指導に係る連絡先	(所属) (電話番号)

別記様式第2号の3（第2条の3関係）

第 号
年 月 日

様

和歌山市長

印

勧告書

あなたが所有し、又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項の管理不全空家等に該当すると認められるため、同項の規定により 年 月 日付け 第 号の指導書により必要な措置をとるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項の特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

1 対象となる管理不全空家等	(所在地) (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 履行期限	年 月 日
6 勧告に係る連絡先	(所属) (電話番号)

注意事項

- 上記5の期限までに上記3に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告をすること。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、以後最初の賦課期日以降の課税において当該特例の対象から除外されることとなります。
- 上記3の措置が実施されず、法第2条第2項の特定空家等となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

別記様式第3号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

別記様式第4号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

別記様式第5号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第16条第1項」を「第30条第1項」に、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記様式第6号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「法第14条第4項」を「同条第4項」に改める。

別記様式第9号中「第14条第6項」を「第22条第6項」に、「法第14条第7項」を「同条第7項」に、「第14条第8項」を「第22条第8項」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

別記様式第12号中「第14条」を「第22条」に、「10～15」を「10～17」に改める。

別記様式第13号中「平成26年法第127号）第14条第3項」を「平成26年法律第127号）第22条第3項」に改める。

附 則

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

（令和5年12月12日揭示済）

和歌山市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第53号

和歌山市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第5条関係）

承 継 届

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所
氏名
（法人にあつては、主たる事業所
の所在地、名称及び代表者名）

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 地位を承継した年月日
- 2 食鳥処理場の名称及び所在地
- 3 承継の理由 譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
- 4 添付書類
（1）地位を承継した事実を証する書面
（2）食鳥処理事業許可証

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第54号

和歌山市興行場法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市興行場法施行細則（平成9年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ただし、営業者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、興行場の構造設備に変更がない場合に限り、第2号、第3号及び第5号に掲げる書類の添付を省略することができる。」を削る。

第2条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第3条の2 法第2条の2第2項の規定による譲渡による営業者の地位承継の届出は、譲渡による興行場営業者地位承継届出書（別記様式第3号の2）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- （1）興行場の営業の譲渡が行われたことを証する書類
- （2）譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- （3）その他市長が必要と認める書類

第5条第2項第1号中「登記事項証明書」を「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により興行場営業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書」に改める。

第7条中「許可書を添えて、」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の興行場営業停止届出書（興行場の営業の一部の停止の届出に係るものに限る。）には、停止した部分を明らかにした図面を添えるものとする。

3 第1項の興行場営業廃止届出書には、許可書を添えるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所

申請者

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話 ()

次のとおり興行場を営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により申請します。

興 行 場	名 称	
	所 在 地	
興 行 場 の 種 類		
構 造 設 備 の 概 要		
入 場 者 の 定 員		
営 業 開 始 予 定 年 月 日		
臨時又は仮設の興行場の場合は、その期間		

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（興行場法第2条第1項の許可を受けようとする者が法人である場合に限る。）
- 2 興行場の配置図、平面図及び立面図
- 3 興行場の構造設備を明らかにする図面
- 4 興行場の付近の見取図
- 5 興行場に係る消防法令適合通知書の写し（申請に係る興行場が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に該当する場合に限る。）

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第3条の2関係）

譲渡による興行場営業者地位承継届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所
 申請者
 （譲受人）
 氏 名
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話 （ ）

次のとおり譲渡により興行場の営業者の地位を承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者 （譲渡人）	住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
	氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
譲 渡	年 月 日			
興 行 場	名 称			
	所 在 地			
許 可	年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

添付書類

- 1 興行場の営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第55号

和歌山市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市旅館業法施行細則（平成9年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条の次に次の2条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の申請）

第3条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、譲渡による旅館業営業者地位承継承認申請書（別記様式第3号の2）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（1）登記事項証明書（法第3条の2第1項の規定により承認を受けようとする譲受人が法人である場合に限る。）

（2）その他市長が必要と認める書類

（譲渡による営業者の地位の承継の承認等）

第3条の3 市長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは、譲渡による旅館業営業者地位承継承認書（別記様式第3号の3）を申請をした者に交付するものとする。

2 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、譲渡による旅館業営業者地位承継不承認通知書（別記様式第3号の4）とする。

第5条第1項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同条第2項中「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項」に改める。

第7条第1項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同条第2項中「第3条の3第3項」を「第3条の4第3項」に改める。

第9条中「旅館業営業許可書を添えて、」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の旅館業営業停止届出書（旅館業の営業の一部の停止の届出に係るものに限る。）には、停止した部分を明らかにした図面を添えるものとする。

3 第1項の旅館業営業廃止届出書には、譲渡による旅館業営業者地位承継承認書、合併、分割による旅館業営業者地位承継承認書又は相続による旅館業営業者地位承継承認書（いずれも旅館業の譲渡、合併若しくは分割又は相続により旅館業の営業者の地位を承継した者が届出を行う場合に限る。）及び旅館業営業許可書を添えるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所
 申請者
 氏名
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話（ ）
 生年月日 年 月 日生

次のとおり旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	
営 業 の 種 別		
構 造 設 備 の 概 要		
営 業 開 始 予 定 年 月 日		
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その旨		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容		

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（旅館業法第3条第1項の許可を受けようとする者が法人である場合に限る。）
- 2 営業施設の周囲200メートルの区域内における旅館業法第3条第3項第1号及び第2号並びに和歌山市旅館業法施行条例第6条第1項各号に掲げる施設の位置、名称及び申請に係る営業施設からこれらの施設までの距離を示した地図
- 3 営業施設に係る建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（当該営業施設について同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない場合に限る。）又は同法第87条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出の写し
- 4 営業施設に係る消防法令適合通知書の写し
- 5 条例第8条第2項第5号の適用を受けることとなる場合にあつては、水質検査の結果が第12条第1項に定める基準に適合することを証する書類
- 6 湯水の供給及び排出に係る配管の系統図（循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。）

別記様式第3号の次に次の3様式を加える。

別記様式第3号の2（第3条の2関係）

譲渡による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

譲受人 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話 ()

生年月日 年 月 日

譲渡人 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話 ()

次のとおり譲渡により旅館業の営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

譲 渡 予 定 年 月 日			
営 業 施 設	名 称		
	所 在 地		
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記様式第3号の3（第3条の3条関係）

譲渡による旅館業営業者地位承継承認書

第 号
年 月 日

（譲受人） 様

（譲渡人） 様

和歌山市長 印

年 月 日付けで申請のあった譲渡による旅館業の営業者の地位の承継については、
旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	
承 認 の 条 件		

別記様式第3号の4（第3条の3関係）

譲渡による旅館業営業者地位承継不承認通知書

第 号
年 月 日

(譲受人) 様

(譲渡人) 様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった譲渡による旅館業の営業者の地位の承継については、次の理由により承認しませんので、旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第5項の規定により通知します。

不承認の理由	
--------	--

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その出訴期間は、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内となります（審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。
別記様式第6号中「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項」に改める。
別記様式第7号及び別記様式第9号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。
別記様式第10号中「第3条の3第3項」を「第3条の4第3項」に、「第3条第3項」を「第3条第5項」に改める。

別記様式第13号中「合併による旅館業営業者地位承継承認書」を「譲渡、合併、分割」に改める。

別記様式第14号から別記様式第16号までの規定中「職業
OCCUPATION」を

「連絡先

CONTACT INFO に改め、「(TEL)」を削る。

(email/phone)」

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第56号

和歌山市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市公衆浴場法施行細則（平成9年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第3条の2 省令第1条の2第1項に規定する届書は、譲渡による公衆浴場営業者地位承継届出書（別記様式第3号の2）とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

（1）届出人が法人の場合は、登記事項証明書

（2）その他市長が必要と認める書類

第6条第1項中「又は」の次に「第3条の2及び」を加える。

第7条中「許可書を添えて、」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の公衆浴場営業停止届出書（公衆浴場の営業の一部の停止の届出に係るものに限る。）には、停止した部分を明らかにした図面を添えるものとする。

3 第1項の公衆浴場営業廃止届出書には、許可書を添えるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所

申請者

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話 （ ）

生年月日 年 月 日

次のとおり公衆浴場を営業したいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

公衆浴場	名 称	
	所在地	
公衆浴場の種類		
構造設備の概要		
使用水の種類		
営業開始予定年月日		

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（公衆浴場法第2条第1項の許可を受けようとする者が法人である場合に限る。）
- 2 公衆浴場の配置図、平面図及び立面図
- 3 公衆浴場の構造設備を明らかにする図面
- 4 公衆浴場の周囲300メートルの区域内における既設の一般公衆浴場の位置、名称及び申請に係る公衆浴場から当該既設の一般公衆浴場までの距離を示した地図（申請に係る公衆浴場が一般公衆浴場である場合に限る。）
- 5 公衆浴場に係る消防法令適合通知書の写し（申請に係る公衆浴場が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する場合に限る。）
- 6 条例第4条の2第9号の適用を受けることとなる場合にあっては、水質検査の結果が第11条第1項に定める基準に適合することを証する書類
- 7 湯水の供給及び排出に係る配管の系統図（循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。）

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第3条の2関係）

譲渡による公衆浴場営業者地位承継届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所
 申請者
 （譲受人）
 氏名
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話（ ）
 生年月日 年 月 日生

次のとおり譲渡により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

営業を譲渡した者 （譲渡人）	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
譲 渡	年 月 日			
公 衆 浴 場	名 称			
	所 在 地			
許 可	年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号

添付書類

- 1 公衆浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第57号

和歌山市美容師法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市美容師法施行細則（平成9年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による開設者の地位の承継の届出）

第5条の2 省令第20条の2第1項に規定する届出書は、譲渡による美容所開設者地位承継届出書（別記様式第3号の2）によることができる。

2 前項の届出書には、省令第20条の2第2項及び同条第3項の規定により準用する省令第19条第4項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）届出者が法人の場合は、登記事項証明書

（2）その他保健所長が必要と認める書類

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

美容所開設届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住所
届出者 氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

美容所	名称			電話	自宅	
	所在地				営業所	
管理美容師	住所			管理美容師番号	第 号	
	氏名			管理美容師日	年 月 日	
美容所の構造設備の概要	建物の構造	木造・鉄骨・鉄筋			階建て	
	屋根の材質			窓の構造	固定・開閉	
	洗場の材質			換気扇	台	
	床の材質			消毒設備	薬液・紫外線	
	天井の高さ (床面から)	メートル		毛髪箱	個	
	採光換気の面積	平方メートル		ちり箱	個	
美容師及びその他の従業者	氏名	登録番号	登録年月日	美容師につき結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合はその旨		
				有（ ）・無		
				有（ ）・無		
				有（ ）・無		
美容所開設予定年月日				年 月 日		
理容所の名称（美容所と同一の場所で現に理容所を開設している場合に限る。）						
理容所の開設予定年月日（美容所と同一の場所で理容所の開設の届出をしている場合に限る。）				年 月 日		

添付書類

- 1 付近の見取図
- 2 美容所の平面図及び設備の配置図
- 3 美容師免許証の写し
- 4 美容師である従業者が常時2人以上いる場合は、設置する管理美容師の管理美容師資格認定講習会修了証書の写し
- 5 従事する美容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 6 届出者が法人の場合は、登記事項証明書
- 7 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第5条の2関係）

譲渡による美容所開設者地位承継届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住 所

届出者
（譲受人）

氏 名

年 月 日生

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり譲渡により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

営 業 を 譲渡した者 （譲渡人）	氏 名 （法人にあっては、名 称及び代表者氏名）			
	住 所 （法人にあっては、主 たる事務所の所在地）			
譲 渡 年 月 日	年 月 日			
美 容 所	名 称			
	所 在 地			
美 容 所 開 設 年 月 日	年 月 日	美容所開設届 出済証番号	第	号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し
（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第58号

和歌山市理容師法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市理容師法施行細則（平成9年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による開設者の地位の承継の届出）

第5条の2 省令第20条の2第1項に規定する届出書は、譲渡による理容所開設者地位承継届出書（別記様式第3号の2）によることができる。

2 前項の届出書には、省令第20条の2第2項及び同条第3項の規定により準用する省令第19条第4項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）届出者が法人の場合は、登記事項証明書

（2）その他保健所長が必要と認める書類

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

理容所開設届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住所
届出者 氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

理容所	名 称		電 話	自 宅	
	所 在 地			営 業 所	
管 理 理 容 師	住 所		管 理 理 容 師 番 号	第 号	
	氏 名		管 理 理 容 師 日	年 月 日	
理容所の構造設備の概要	建物の構造	木造・鉄骨・鉄筋			階建て
	屋根の材質		窓の構造	固定・開閉	
	洗場の材質		換気扇	台	
	床の材質		消毒設備	薬液・紫外線	
	天井の高さ (床面から)	メートル	毛髪箱	個	
	採光換気の面積	平方メートル	ちり箱	個	
理 容 師 及 び 其 他 の 従 業 者	氏名	登録番号	登録年月日	理容師につき結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合はその旨	
				有（ ）・無	
				有（ ）・無	
				有（ ）・無	
理 容 所 開 設 予 定 年 月 日			年 月 日		
美容所の名称（理容所と同一の場所で現に美容所を開設している場合に限る。）					
美容所の開設予定年月日（理容所と同一の場所で美容所の開設の届出をしている場合に限る。）			年 月 日		

添付書類

- 1 付近の見取図
- 2 理容所の平面図及び設備の配置図
- 3 理容師免許証の写し
- 4 理容師である従業者が常時2人以上いる場合は、設置する管理理容師の管理理容師資格認定講習会修了証書の写し
- 5 従事する理容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 6 届出者が法人の場合は、登記事項証明書
- 7 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第5条の2関係）

譲渡による理容所開設者地位承継届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住 所

届出者
（譲受人）

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり譲渡により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

営 業 を 譲 渡 し た 者 （ 譲 渡 人 ）	氏 名 （法人にあつては、名 称及び代表者氏名）			
	住 所 （法人にあつては、主 たる事務所の所在地）			
譲 渡 年 月 日		年 月 日		
理 容 所	名 称			
	所 在 地			
理 容 所 開 設 年 月 日	年 月 日	理容所開設届 出済証番号	第 号	

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し
（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第59号

和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市クリーニング業法施行細則（平成9年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継の届出）

第5条の2 省令第2条の2第1項に規定する届出書は、譲渡によるクリーニング所営業者地位承継届出書（別記様式第3号の2）とする。

2 前項の届出書には、省令第2条の2第2項及び同条第3項の規定により準用する省令第2条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）届出者が法人の場合は、登記事項証明書

（2）その他保健所長が必要と認める書類

第6条第1項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同条第2項中「第2条の2第2項第2号」を「第2条の3第2項第2号」に改める。

第7条中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改める。

第7条の2中「第2条の4」を「第2条の5第1項」に改め、「にことする」を「とする」に改める。

第10条に次の1号を加える

（7）過酢酸濃度が1リットルにつき150ミリグラム以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸す又は過酢酸濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸す方法

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届出書
（クリーニング所）

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住所
届出者

氏名

生年月日 年 月 日生

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

クリーニング所	名称		電話	自宅	
	所在地			営業所	
営業者 （管理人）	住所		本籍		
	氏名	年 月 日生	クリーニング師登録番号	第 号	
クリーニング所の構造 設備の概要	建物の構造	木造・鉄骨・鉄筋 階建て			
	洗場側壁材質		洗濯機	台	
	洗場床材質		脱水機	台	
	処理済品容器		プレス機	台	
	未処理品容器		アイロン	台	
	使用溶剤		霧吹き	台	
	ドライクリーニング機		型	台数	台
クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物の取扱いの有無				有 ・ 無	
営業の形態	1 リネンサプライ業 2 取次業 3 1・2以外のもの				
開設予定年月日	年 月 日				
従事者数	人				
師 ク リ ー ニ ン グ	本籍	住所	氏名	生年月日	登録番号

添付書類

- 1 付近の見取図
- 2 クリーニング所の平面図及び設備の配置図
- 3 従事者又はクリーニング業法第4条ただし書に規定する場合における営業者に係るクリーニング師免許証の写し（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所でクリーニング師を置かないものを開設しようとする場合を除く。）
- 4 登記事項証明書（クリーニング所を開設しようとする者が法人である場合に限る。）

別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2（第2条関係）

クリーニング業営業届出書
（無店舗取次店）

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店の名称					
営業者	住 所		本 籍		
	氏 名	年 月 日生			
	電 話				
業務用車両		自動車登録番号 又は車両番号			
		車両の保管場所			
業務用車両の構造の概要					
クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物の取扱いの有無		有 ・ 無			
営業開始予定年月日		年 月 日			
従事者数		人			
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍	住 所	氏 名	生年月日	登録番号

添付書類

- 1 クリーニング師免許証の写し（従事者（営業者自ら届出に係る無店舗取次店においてその業務に従事する場合にあっては、当該営業者を含む。）中にクリーニング師のある場合に限る。）
- 2 登記事項証明書（クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者が法人である場合に限る。）

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第5条の2関係）

譲渡によるクリーニング所営業者地位承継届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市保健所長

住 所

届出者
(譲受人)

氏 名

年 月 日生

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり譲渡によりクリーニング業の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

営 業 を 譲 渡 し た 者 (譲 渡 人)	氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者氏名)			
	住 所 (法人にあっては、主た る事務所の所在地)			
譲 渡	年 月 日	年 月 日		
クリーニング 所又は無店舗 取次店	名 称			
	所 在 地			
無店舗取次店	業務用車両保管場所			
	自動車登録番号又は車 両番号			
クリーニング所又は無店 舗取次店開設又は営業開 始年月日	年 月 日	クリーニング所 検査確認済番号	第	号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合は、登記事項証明書

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

相続によるクリーニング業営業者地位承継届出書

(宛先)和歌山市保健所長
 年 月 日
 住所
 届出者
 氏名
 年 月 日生
 被相続人との続柄

次のとおり相続によりクリーニング業の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

被相続人	氏名			
	住所			
相続開始年月日		年 月 日		
クリーニング所又は無店舗取次店	名称			
	所在地			
無店舗取次店	業務用車両保管場所			
	自動車登録番号 もしくは車両番号			
クリーニング所又は無店舗取次店開設又は営業開始年月日	年 月 日	クリーニング所検査確認済番号	第	号

添付書類

- 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合は、その全員のクリーニング業営業者相続同意証明書

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号(第7条関係)

合併によるクリーニング業営業者地位承継届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市保健所長

届出者
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名

次のとおり合併によりクリーニング業の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
合 併 年 月 日		年 月 日		
クリーニング所又は無店舗取次店	名 称			
	所 在 地			
無店舗取次店	業務用車両保管場所			
	自動車登録番号 もしくは車両番号			
クリーニング所又は無店舗取次店開設又は営業開始年月日	年 月 日	クリーニング所検査確認済番号	第 号	

添付書類 合併後存続する法人又は設立される法人の登記事項証明書

別記様式第6号の2を次のように改める。

別記様式第6号の2（第7条の2関係）

分割によるクリーニング業営業者地位承継届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市保健所長

届出者
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の氏名

次のとおり分割によりクリーニング業の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	代表者の氏名			
分 割	年 月 日	年 月 日		
クリーニング所又は無店舗取次店	名 称			
	所 在 地			
無店舗取次店	業務用車両保管場所			
	自動車登録番号 もしくは車両番号			
クリーニング所又は無店舗取次店開設又は営業開始年月日	年 月 日	クリーニング所検査確認済番号	第	号

添付書類 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第60号

和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市食品衛生法に関する規則（平成12年規則第85号）の一部を次のように改正する。

第7条中「省令第68条第1項」を「省令第67条の2第1項、第68条第1項」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第5条、第8条関係）

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※次の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。食品衛生申請等システムへの登録及び申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

① 申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
② 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会の名称（都道府県知事等の講習会）	(受講日 年 月 日)
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	

	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合 は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
③業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>
④営業届出	営業の形態	
	1	備考
	2	
	3	
⑤担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

裏面 営業許可のみ

⑥申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>
⑦営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会の名称	(受講日 年 月 日)
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合に限る。	
	① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水		
⑧業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合に限る。	認定番号等	

⑨添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> 水質検査の結果が分かる書類（飲用に適する水使用の場合）			
		許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考
⑩営業許可業種	1	番号 年 月 日		
	2	番号 年 月 日		
	3	番号 年 月 日		
	4	番号 年 月 日		
備考				

注意事項

- 1 食品衛生法第55条第1項の規定による申請の場合は、①から③まで及び⑤から⑨までの項目を記入すること。
- 2 ⑩の項目のうち「許可の番号及び許可年月日」は、許可の有効期限満了に際し引き続き同一の許可を受けようとする場合に記入すること。
- 3 食品衛生法第57条第1項の規定による届出の場合は、①から④までの項目を記入すること。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）和歌山市保健所長

地位承継届

次のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※次の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。食品衛生申請等システムへの登録及び申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

① 地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
② 譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあつてはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	□譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し等）	
③ 被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	

	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図 <input type="checkbox"/> 同意書(相続人が2人以上いる場合)	
④ 合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号： FAX番号：	
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)	
⑤ 分割前の法人	郵便番号：	電話番号： FAX番号：	
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書(分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)	
⑥ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号： FAX番号：	
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地(自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			

	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
⑥ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
⑥ 営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな）		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		

番号 年 月 日		
番号 年 月 日		
番号 年 月 日		
番号 年 月 日		
備考		

注意事項

- 1 譲渡による承継の場合は①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、②及び⑥の項目を記入すること。
- 2 相続による承継の場合は①、③及び⑥の項目を記入すること。
- 3 合併による承継の場合は①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、④及び⑥の項目を記入すること。
- 4 分割による承継の場合は①（「被相続人との続柄」の欄を除く。）、⑤及び⑥の項目を記入すること。
- 5 ⑥の営業施設情報の内「許可の番号及び許可年月日」の欄は、許可営業者の地位を承継した場合のみ記入すること。

別記様式第5号中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

別記様式第6号中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（令和5年12月13日）から施行する。

（令和5年12月13日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月5日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010 1243 31	グループ ホームH ug	和歌山市和 佐関戸82 -41	短期入所	特定なし	合同会社 Hug	和歌山市有 家263番 地25	令和5年 12月1 日	令和11 年11月 30日

（令和5年12月5日揭示済）

和歌山市告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年12月5日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
13-38	新在家松島線	和歌山市加納365番35地先 ～ 和歌山市加納365番2地先	旧	14.80	3.10 ～ 7.20
			新	14.80	5.00 ～ 7.70

（令和5年12月5日揭示済）

和歌山市告示第472号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月17日及び同月25日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月22日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年11月20日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月7日揭示済)

和歌山市告示第473号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び美園公園	令和5年11月17日、同月20日、同月21日、同月22日、同月27日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月7日揭示済)

和歌山市告示第474号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年12月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年12月11日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年8月18日、同月26日及び同月28日	令和5年9月7日
和歌山市内一円市道上、太田第一公園、南太田公園及び和歌山市中央卸売市場	令和5年8月17日、同月21日、同月22日、同月29日、同月30日及び同月31日	令和5年9月7日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

(令和5年12月7日揭示済)

和歌山市告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
和は新1 -5	梅本依里	和歌山市西浜1038-88（はり・きゅう）	令和5年4月12日
和柔新7 -5	堀川雅嗣	やすはら接骨院（柔道整復） 和歌山市朝日879-1	令和5年5月12日
和は新7 -5	三宅弘晃	和歌山市湊1323-7（はり・きゅう）	令和5年5月23日
和柔新8 -5	山下晴正	ほねつぎ・しんきゅう Mr. Beans（柔道整復） 和歌山市田中町5-5-3-1F	令和5年6月21日
和柔新9 -5	留置英彦	留置接骨院（柔道整復） 和歌山市東旅籠町6	令和5年7月6日
和柔新1 0-5	留置三紀夫	和歌山市東旅籠町6（柔道整復）	令和5年7月6日
和は新8 -5	橋爪令佳	和歌山市北島433-21 コムスエルアール106号 （はり・きゅう）	令和5年7月7日
和あ新5 -5	山本三千代	和歌山市和歌浦南3-10-19（あん摩・マッサージ）	令和5年10月27日
和は新9 -5	山本三千代	和歌山市和歌浦南3-10-19（はり・きゅう）	令和5年10月27日
和あ新6 -5	山野秀樹	和歌山市平井82-6 Riora市小路107号 （あん摩・マッサージ）	令和5年11月1日
和は新1 0-5	山野秀樹	和歌山市平井82-6 Riora市小路107号 （はり・きゅう）	令和5年11月1日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	廃止年月日
和あ190 -30	山本三千代	和歌山市和歌浦南3丁目10番19号（あん摩・マッサージ）	令和5年3月31日
和は139 -30	山本三千代	和歌山市和歌浦南3丁目10番19号（はり・きゅう）	令和5年3月31日

和は新1-5	梅本依里	和歌山市西浜1038-88（はり・きゅう）	令和5年4月26日
和あ174-30	保田 實	海南市大野中580 ハイツ春日S棟201 （あん摩・マッサージ）	令和5年7月1日
和は118-30	保田 實	海南市大野中580 ハイツ春日S棟201 （はり・きゅう）	令和5年7月1日
和あ180-30	保田 實	海南市大野中580 ハイツ春日S棟201 （あん摩・マッサージ）	令和5年7月1日
和は111-30	保田 實	海南市大野中580 ハイツ春日S棟201 （はり・きゅう）	令和5年7月1日
和あ183-30	山本莉香	和歌山市和佐関戸89 ヴェルセンチュリー203号室 （あん摩・マッサージ）	令和5年7月1日
和は126-30	山本莉香	和歌山市和佐関戸89 ヴェルセンチュリー203号室 （はり・きゅう）	令和5年7月1日
和あ184-30	山本莉香	和歌山市和佐関戸89 ヴェルセンチュリー203号室 （あん摩・マッサージ）	令和5年7月1日
和は127-30	山本莉香	和歌山市和佐関戸89 ヴェルセンチュリー203号室 （はり・きゅう）	令和5年7月1日
和柔43-56	留置三紀夫	留置接骨院（柔道整復） 和歌山市東旅籠町6	令和3年12月29日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3020123554	光の家	和歌山市六十谷1353-23	共同生活援助	身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	合同会社光の家	和歌山市六十谷854番地1	令和5年12月1日	令和11年11月30日
3010124349	光の家	和歌山市六十谷1353-23	短期入所（空床利用型）	身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	合同会社光の家	和歌山市六十谷854番地1	令和5年12月1日	令和11年11月30日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第478号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050101298	LASHIK六十谷	和歌山市六十谷102番地12	児童発達支援、放課後等デイサービス	合同会社HYT	和歌山市粟14番地4 タイガー健康くらぶ	令和5年12月1日	令和11年11月30日
3050101306	キッズにじ	和歌山市園部1218番地67	児童発達支援、放課後等デイサービス	合同会社虹	和歌山市木ノ本417番地10	令和5年12月1日	令和11年11月30日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
301010208	ニチイケアセンター大浦	和歌山市西小2里3丁目6-4 山田クリニックビル3F	同行援護	特定なし	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	平成23年12月1日	令和5年11月30日
3010120073	ニチイケアセンター和歌山城北	和歌山市二筋目11番地	同行援護	特定なし	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	平成23年12月1日	令和5年11月30日
3010123499	ヘルパーステーションはしら	和歌山市岩橋703-10	居宅介護	特定なし	合同会社ヘルパーステーションはしら	和歌山市岩橋703-10	令和3年3月1日	令和5年11月30日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第480号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者から同法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3070100924	さぎのもり	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25番地	障害児相談支援	特定なし	株式会社家具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森西ノ丁25番地	令和5年11月30日

(令和5年12月8日揭示済)

和歌山市告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者から同法51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定による次のとおり告示する。

令和5年12月8日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3030 1225 21	さぎの もり	和歌山市鷺 ノ森西ノ丁 25番地	計画相談 支援	特定なし	株式会社家 具ノ谷沢	和歌山市鷺ノ森 西ノ丁25番地	令和5年1 月30日

（令和5年12月8日揭示済）

和歌山市告示第482号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月11日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度市民税県民税納税通知書

（別紙省略）

（令和5年12月11日揭示済）

和歌山市告示第483号

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 送達書類の名称 令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書
- 交付期限 公示日より7日を経過した日から5年
- 交付場所 和歌山市財政局税務部市民税課
（別紙省略）

（令和5年12月11日揭示済）

和歌山市告示第484号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第13条第1項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

- 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	保管期間
		車種	色		
和歌山市西浜1660番地4	令和5年12月6日	ダイハ	シルバー	和歌山市和	令和5年12月

01号 和歌山市中央卸売市場総合食品センター駐車場	日	ツミ ラ	佐中112	6日から令和6年3月4日まで
---------------------------	---	---------	-------	----------------

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第1項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月12日揭示済)

和歌山市告示第485号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第13条第1項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	保管期間
		車種	色		
和歌山市有本字上新田797番1地先から和歌山市松島字中新田558番地先（紀の川第9緑地 駐車場内）	令和5年12月6日	ホンダ オ	モビリティ	白	和歌山市和佐中112
					令和5年12月6日から令和6年3月4日まで

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第1項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月12日揭示済)

和歌山市告示第486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10の規定による指定の一部効力の停止を行ったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	処分内容及び効力停止期間
3070103373	有限会社ライフパートナー 和歌山市内原634-1 岩橋杉子 和歌山県海南市小野田1620-92	グループホームすずらん内原 和歌山市内原634-1	認知症対応型 共同生活介護	新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割 令和5年9月28日から令和6年3月27日まで（6か月間）

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
-------	------------	-------------	---------	-------

業者番号				
30701 07978	一般社団法人和歌山県 接骨師会	和柔整・名倉堂接骨院 和歌山市東高松2-9-16	居宅介護支援	令和5年1 1月30日
30601 90620	株式会社恵み	訪問看護ステーションおり鶴 和歌山市中之島375-9	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5年1 1月30日
30701 13596	合同会社ヘルパーステ ーションはしら	合同会社ヘルパーステーショ ンはしら 和歌山市岩橋703-10	訪問介護	令和5年1 1月30日

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06996	有限会社恵万 和歌山市小雑賀2丁目4-16 ニュー和 幸マンション101号 北原知世子 和歌山市中島526番地 第2松浦マンシ ョン603号	デイセンター和（な ごみ） 和歌山市小雑賀2丁 目4-16	地域密着 型通所介 護	令和5年 11月2 0日

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第489号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06996	有限会社恵万	デイセンター和（なごみ） 和歌山市小雑賀2丁目4-16	予防給付型通 所サービス	令和5年1 1月20日
30A01 00059	株式会社たちき	体力向上デイサービス 和歌山市東高松2丁目9-16	短時間型通所 サービス	令和5年1 1月30日
30701 13596	合同会社ヘルパース テーションはしら	合同会社ヘルパーステーションはしら 和歌山市岩橋703-10	予防給付型訪 問サービス	令和5年1 1月30日

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者又は開設者	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
-------	----------	-------------	---------	-------

業者番号	の名称又は氏名			
30701 14644	トヨタカローラ和 歌山株式会社	トヨタカローラ和歌山北島店 和歌山市北島466-11	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和5年1 2月1日

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関	担当する医療の種類	(主として担当する医師) 変更前	(主として担当する医師) 変更後	変更年月日
琴の浦リハビリテーションセンター附属病院 (和歌山市毛見1451)	整形外科	森本高史	園部秀樹	令和5 年9月 30日

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年12月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
24-25	西和佐25号線	和歌山市栗栖6番6地先 ～ 和歌山市栗栖6番7地先	旧	27.50	3.65 ～ 5.60
			新	27.50	4.15 ～ 6.15

(令和5年12月15日揭示済)

和歌山市告示第493号

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限を行うので、和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）第18条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 制限を行う区域及び制限の別

所在地	制限を行う区域	制限の別
和歌山市紀三井寺1201番地	紀三井寺護国院の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西2丁目1番24号	天満神社の境内	たき火及び喫煙
和歌山市和歌浦西2丁目1番20号	東照宮の境内	たき火及び喫煙
和歌山市岩橋1411番地	紀伊風土記の丘の全域	たき火及び喫煙
和歌山市加太	通称 地ノ島の全域	たき火

備考 制限を行う区域は、喫煙所が設置された場所を除く。

2 制限を行う期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで

(令和5年12月15日揭示済)

【 公 告 】

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年12月4日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市相坂字西広見584番1の一部、584番5、584番6の一部、584番7の一部	和歌山市太田1丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示

(令和5年12月4日揭示済)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年12月8日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。）	生後6月以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法	12歳以上の者

第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和5年秋開始接種

令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、アンデクソメランを含むものに限る。）	6歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）	生後6月以上5歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年8月2日に第一三共株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、MAFB-7256aを含むものに限る。）	12歳以上の者

(令和5年12月8日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年12月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年12月11日	和歌山市松島字高	和歌山市和田310番地4	6.00m×42.10m

和建指第2750号	木287番7、2 88番60	株式会社イエステージ 代表取締役 和田静佳	42.10m
-----------	-------------------	--------------------------	--------

(令和5年12月13日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり取り消したので、公告する。

令和5年12月14日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
9-18	昭和46年4月1日	和歌山市中之島488番11の内、 488番4の内	幅員 4.0m 延長 24.0m

(令和5年12月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第69号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年12月6日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西勉己

- 1 日時 令和5年12月15日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和5年12月6日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第21号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年12月11日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年12月14日（木）午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員会室
- 3 事案
(1) 令和5年12月議会教育委員会関係の補正予算（追加）について
(2) 令和6年（2024年）和歌山市はたちのつどいについて
(3) 令和5年度末教職員人事異動方針について
(4) その他

(令和5年12月11日揭示済)

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年12月6日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和5年12月11日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
(1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(5) 農用地利用集積計画について
(6) 非農地通知について

(令和5年12月6日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年12月11日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績
(令和5年12月11日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年12月12日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
東京都千代田区東神田2丁目5番12号 日化メンテナンス株式会社 代表取締役 近藤宗浩	日化メンテナ ンス株式会社 阪和営業所	和歌山市六十谷1 80番地25	令和5年1 1月2日	第539 号
和歌山市山東中46番地18 有限会社和幸設備 代表取締役 曾根和則	有限会社和幸 設備	和歌山市山東中4 6番地18	令和5年1 1月7日	第543 号
大阪府池田市石橋3丁目9番1号	中井エンジニ	和歌山市宇須4	令和5年1	第536

中井エンジニアリング株式会社 代表取締役 中井正幸	アリング株式 会社	丁目4番10号	1月16日	号
大阪府阪南市鳥取159番地の13 サハラ設備 代表者 佐原修二	サハラ設備	大阪府阪南市鳥取 159番地の13	令和5年1 1月28日	第549 号
和歌山市新中通1丁目13番地 ナカタニ住設 代表者 中谷保則	ナカタニ住設	和歌山市新中通1 丁目13番地	令和5年1 1月28日	第535 号

(令和5年12月12日揭示済)

【 正 誤 】

令和5年12月1日付け和歌山市公報第1764号正誤表

ページ	行	誤	正
16	上から16行目	狐島	園部